電波法施行規則等の一部を改正する省令の概要

1 改正概要

電波法の一部を改正する法律(令和元年法律第6号。以下「改正法」という。) 附則第1条第2号に掲げる規定の施行に伴い、電波法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第14号)等の改正を行ったもの。

- (1)適合表示無線設備ではない小電力無線設備の実験等利用に関する特例(以下、「特例(Wi-Fi等)」という。)関係規定整備
- ① 特例(Wi-Fi等)の対象となる無線局の範囲の指定
- 電波法施行規則第6条の2の4 (新設) 特例 (Wi-Fi 等)の対象となる無線局について、電波の出力や周波数帯を規定する とともに、無線設備が実験目的である旨の表示や実験参加者への案内等の運用条件 を定める。
- ② 特例(Wi-Fi等)の届出方法及び項目について規定
- 無線局免許手続規則(昭和 25 年電波監理委員会規則第 15 号)第 31 条(新設) 特例(Wi-Fi 等)における開設、変更及び廃止の届出方法・届出項目を定める。
- 総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(平成15年総務省令第48号)別表(改正)特例(Wi-Fi等)における届出について、オンラインで行うことができるよう規定を整備する。
- ③ 特例 (Wi-Fi等) の有効期間
- 電波法施行規則第6条の3第2項(新設) 特例(Wi-Fi等)の有効期間として、法律上の上限である180日を定める。
- ④ 特例(Wi-Fi等)の電波発射防止措置
- 電波法施行規則第 42 条の 3 (改正) 特例 (Wi-Fi 等)により開設した無線局を廃止した際の電波発射防止措置として、 無線設備の回収及び管理を定める。
- ⑤ 権限の委任
- 電波法施行規則第51条の15(改正) 特例(Wi-Fi等)の届出の受付、報告徴収、立ち入り検査等の総務大臣の権限について、総合通信局長に委任する。

- (2)適合表示無線設備ではない基地局制御型移動体端末の実験等利用に関する特例(以下、「特例(LTE 等)」という。) 関係規定整備
- ① 特例 (LTE等) の手続等
- 無線局免許手続規則第30条の2、別表第11号(改正) 特例(LTE等)の許可手続について定める。
- 電波法施行規則第37条(改正) 特例(LTE等)の下運用する実験等無線局は形式的に目的外使用となることから、 これについて目的外使用を禁止する規定の適用除外とする。
- (3) そのほか、改正法の一部の施行に伴う所要の規定の整備

2 施行期日

令和元年11月20日 公布・施行